

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

しゃだんほうじん
社団法人 きょうかい
テレコムサービス協会

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する提案募集に対し、別紙のとおり提案します。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集

検討項目		具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1) 現状のNGNは、商用サービスを提供しているのがNTT東西のみです。他の事業者が参入することで適切な競争環境が生じることを期待します。しかし、NGNは加入光ファイバ回線と一体として構築されている側面があります。そのため、圧倒的なシェアを持つNTT東西のアクセス網を、他の事業者が利用しやすいようなオープン化が進むことを望みます。
		2) NTT東西は、NGNにおいて4つの伝送交換機能がアンバンドルされていることを主張しています。しかし、IGS接続機能とイーサネット接続機能は直接NGNの機能を提供しているとは言えません。收容局接続機能についても、それを利用する事業者が多く現れることは考えられません。中継網接続はNGN機能のアンバンドルと言えますが、他の事業者がNGNを構築した後に意味を持つものです。すなわち、現実的に利用可能となるNGNのアンバンドル機能は、現状では存在しないと考えます。伝送交換機能では、前項でも述べたアクセス網のオープン化が重要だと考えます。ただし、NGNにおいてより重要なのは、伝送交換機能のオープン化より通信プラットフォーム機能のオープン化であると認識しています。
		3) 現状のNTT東西のNGNでは、ネットワーク制御・認証機能などの通信プラットフォーム機能のオープン化はほとんど実現されていません。多様な事業者が多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備するため、NGNが持つ通信プラットフォーム機能を使いやすいインタフェース・条件で提供されること強く望みます。特に、現状のSNIなどの通信プラットフォームを構築するためのインタフェースは、NGNが持つごく一部の機能を公開しているだけであり、さらに高額かつNTT東西の局舎での接続という大規模な利用を想定したものです。より簡単に、小規模なサービスから利用が開始できるような、使いやすいインタフェースの公開を望みます。 なお、通信プラットフォーム機能のオープン化は、NGNのサービスが開始される前から要望しているのですが、現状では全く実現が期待できない状況です。従って、『光の道』議論時におけるNTT東西のアクセス網の

			「機能分離」と同様に、NGNの通信プラットフォーム機能に関して「機能分離」または「資本分離」の議論が必要と考えます。
		4)	前項の通信プラットフォーム機能のオープン化と同時に、UNIに接続する端末のオープン化も必要と考えます。UNIに関する技術的なインターフェースは開示されていますが、現実的にUNIを終端するHGWなどの端末は、NTT東西から提供されているものがあるだけです。NGN上での多種多様なサービスの提供を促進する上でも、UNI接続端末に対して多くのベンダが参入することが必要です。さらに、このような環境をNTT東西自らが構築すべきと考えます。
(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	「『光の道』構想に関する基本方針」に基づき、NTT東西のボトルネック設備保有部門についての「機能分離」が遵守されていることに関して、継続的かつ厳格な検証をお願いします。	
	2)	上記の「機能分離」の実効性に関して定期的な検証を実施し、この施策が公正競争環境の構築に寄与していないと判断されれば、必ずしも実施後3年を待たずとも、改めてNTT東西の組織形態の見直しの議論を開始すべきと考えます。	
	3)	例えばNGN上に、多様な事業者が多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を構築するためには、ドミナント事業者であるNTT東西の「卸売り部門」と「小売り部門」を分離し、他のプラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者などがNTT東西の「小売り部門」と同等の条件で、サービスを「卸し」の形態で利用できることが必要と考えます。その際には、総合的な市場支配力に着目したSMP規制を適用すべきと考えます。SMPの内容は個々のケースごとに異なるため、他の事業者による苦情処理に速やかに対応してSMPを判断するような機関が必要になると考えます。	

	(5)その他	<p>今回の意見募集でも、「NGNに関する競争促進」と「モバイル市場の競争促進」が分けて議論されています。しかし、今後LTEなどの新たな移動網の整備が進むことで従来の固定と移動の境界が薄れ、本格的なFMCサービスが広がると考えられます。競争環境を整備する観点から見ても、固定網と移動網を統合的に議論することが必要です。特に、多種多様なFMCサービスを実現するためには、固定網・移動網両方とインタフェースを持つプラットフォームレイヤが重要となります。FMCサービスの競争を促進するためには、NGNだけでなく今後整備されるLTEなどの移動網についても通信プラットフォーム機能のオープン化を促進し、プラットフォーム事業者と固定網・移動網とのインタフェースの共通化などについて、関連事業者間で議論するような場を設けることが必要と考えます。</p>
2. 電話網 (PSTN) から IP 網 への円滑な移行の在り方について	(1) PSTN から IP 網 への移行に伴う利用者保護の在り方	<p>1) PSTN と IP 網 では伝送特性が異なるため、従来可能であった PSTN を利用した信号の伝送に影響を与える可能性があります。また、IP 網 では停電時に通信ができなくなるという課題もあります。</p> <p>1) これまでユニバーサルサービスとして PSTN を提供してきた NTT 東西は、IP 網 へ移行するに当たって、利用者に対してその影響を「わかりやすく」「十分な期間を取って」周知することが必要です。また、移行後に不具合が生じた場合には、速やかに原因を究明して対策を実施することができるよう、NTT 東西自身による体制の確立、あるいは適切な第三者機関の設置を望みます。</p> <p>2) 現在の PSTN の利用形態の中で、INS ネットを利用して信号の伝送やデータ通信を行っているケースが多く存在します。そのような利用者の中には、既に B フレッツなどのブロードバンドサービスに移行しているケースもありますが、店舗の POS 端末やクレジットカードの決済端末、または店舗や住宅のセキュリティ端末など、現状でも INS 回線を使用し、かつその状態に不便を感じていない大勢の利用者が存在します。そのような利用者を IP 網 に移行させる場合は、当然</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の INS ネットのサービスを IP 網 上でも実現すること ・そのために必要となる機器やサービスについて、従来の料金と同等以下の負担とすること <p>が必要になると考えます。特に、これらのサービスの利用者だけでなく、サービスの提供者に対しても十分</p>

		<p>な補償を準備する必要があると考えます。</p> <p>4) ブロードバンドサービス(Bフレッツやフレッツ光ネクスト)に魅力を感じる利用者は、既にPSTNからの移行を完了しており、今のままでは今後のIP網への移行者はほとんど増えないと考えます。従って、IP網への移行に関して今後とりうる戦略は以下の2点になります。</p> <p>A) 現状のPSTNの加入者がIP網への移行を魅力に感じるような新たなサービスを提供することで利用者の自発的な移行を促す</p> <p>B) 前項で触れたような利用者への補償を準備した上で強制的にIP網への移行を進める</p> <p>移行時期を2020年より前倒しするためには、これらの施策の実行が必要となります。しかし、これまでのNTT東西の施策の延長上では実現不可能です。A)の戦略実現のためには、NGNの通信プラットフォーム機能や端末のオープン化を推進し、多種多様なコンテンツ・アプリケーションサービスが提供される競争環境の整備が不可欠です。また、B)の戦略実現のためには、監督官庁殿または公正な第三者機関などによる強力なご指導が必要と考えます。</p>
--	--	--